

『万葉集』編纂資料についての一考察

—『日本書紀』の場合—

松田 信彦

はじめに（問題の所在）

万葉集には、いくつもの他文献からの引用が見られ、その中には歌そのものに関する資料だけでなく、歌の成立背景や作者に関することなど、様々な資料が用いられている。その引用方法もまちまちで、歌詞の異同のように歌の中に直接引用・挿入する場合と、左注として別に引用する場合とに大別できる。万葉集の編纂を考える上で、これらは歌と同様、重要な手がかりになるのであり、それらを総合して編纂のあり方を考える必要があるが、未だにこれらの左注がいつどのようにして書かれたのか、その作業が万葉集の編纂と同一のものか、編纂と左注は切り離して考えるべきかなど、意見が定まっていないのが現実である。本稿では、このような問題の解決への一助として、まず手始めに、特に巻一、二に集中的に見られる、左注における日本書紀の引用について考察を行いたい。これについては、従来から問題になっている、万葉集左注引用の日本書紀が、現在我々の見ている日本書紀と同一のものかどうかという議論が未だ解決していないことも挙げられるが、万葉集の左注者が実際にどう

万葉集には、いくつもの他文献からの引用が見られ、その中には歌そのものに関する資料だけでなく、歌の成立背景や作者に関することなど、様々な資料が用いられている。その引用方法もまちまち

で、歌詞の異同のように歌の中に直接引用・挿入する場合と、左注として別に引用する場合とに大別できる。万葉集の編纂を考える上で、これらは歌と同様、重要な手がかりになるのであり、それらを

総合して編纂のあり方を考える必要があるが、未だにこれらの左注がいつどのようにして書かれたのか、その作業が万葉集の編纂と同一のものか、編纂と左注は切り離して考えるべきかなど、意見が定まっていないのが現実である。本稿では、このような問題の解決への一助として、まず手始めに、特に巻一、二に集中的に見られる、左注における日本書紀の引用について考察を行いたい。これについては、従来から問題になっている、万葉集左注引用の日本書紀が、現在我々の見ている日本書紀と同一のものかどうかという議論が未だ解決していないことも挙げられるが、万葉集の左注者が実際にどう

一 引用された『日本書紀』の記事に関する問題

まず、万葉集に引用された日本書紀について、従来から現存日本書紀との関わりにおいて、万葉集に引用された日本書紀は現存の日本書紀とはちがうとする見解が提示されている。まずは、その見解のいくつかを確認しておく。

万葉集の左注に引かれた日本書紀の記述が、現行本と違うことを指摘した主なものは、木村正辞の「左注日本紀年紀攷」^①であった。

本集の左注に天智天皇の御世の年紀と、持統天皇の朱鳥の年号とを記せるに、今本の日本書紀とは一年づゝの差進あるを、誰も誤り也とのみおもひてをるめり（分注略）されど、一ところ一二どころこそあらめ、いとおほかるを悉く誤とはいひがたし、且今本の日本書紀の此あたりの年紀には、後人の改更せしにやとおぼゆるところもあれば、如何あらんと古書どもを参考するに、左注の年紀と同じきがこれかれあり、

と指摘し、万葉集に引用された日本書紀の記事の中に、現存日本書紀との年紀の違う記事があるが、これらは单なる記述の誤りではなく、現存日本書紀とは異なる日本書紀を引用した結果とした。すな

わち、万葉集の左注の年紀と同じく、現存日本書紀と年紀のずれた文献が他にあることから、当時、現存日本書紀とは異なる、旧日本の日本紀とでもいべきものがあり、万葉集はそれを引用した可能性があることを指摘した。つまり、万葉集が編纂された（あるいは左注が記された）時代には、今現在我々が目にする日本書紀とは、

年紀の異なる別の日本書紀が存在したということである。これを受けて友田吉之助氏^②も、昌泰四年（九〇一）に成立した三善清行の『革命勸文』に、やはり現存日本書紀と年紀（干支）のずれでいる記述があることに着目し、これが万葉集の引用する日本書紀と同じ年紀であることから、木村正辞説を支持し、現存日本書紀とは別に、旧日本紀が存在したと結論づけた。

さらに、干支の相違だけでなく元号の問題もある。すなわち、現存日本書紀では、天武天皇十五年に相当する年に朱鳥元年となつており、この朱鳥の元号はこの年限りで、翌年からは持統天皇元年になるのであるが、万葉集左注が引用した日本書紀の記述に持統天皇の時代の記事に対してまで、朱鳥の元号が用いられているのである。これについては、古くは前掲の木村正辞「左注日本紀年紀攷」にも述べられていて、先の干支のずれと合わせて、

かゝれば左注の年紀の今本の書紀と異なるは、もとより別傳にして、後に誤りたるにはあらざるなり」と述べている。さらに、並木宏衛氏「万葉集卷一雜歌と日本書紀」も同様に、

要するに万葉集に引用された日本紀は、現存日本書紀そのものではなく、寧ろ年の干支や朱鳥の年号などが書かれてあった本ではなかつたのか。あるいはまだ一部に整理・整頓の残されていた未完成な草稿本のようなものであつたのかもしれない。

と述べるが、一方で、加藤静雄氏は「万葉集暦日記載の問題点^④」で、

これは万葉の編者の錯覚であろうか、あるいは改元間もなく天武天皇が崩御されたので、年号が一般に定着する時には、すでに持統の時代になつていたためであろうか。どちらにしても万葉の「朱鳥」の記載には杜撰なところがある。

と、この問題は万葉左注者の問題としてとらえ、原資料の問題とはしなかつた。さらに吉井巖氏は「萬葉集卷一、二の左註について－日本書紀の引用を中心に－」で、他文献に見える朱鳥の元号の使われ方を検討し、

天武天皇の朱鳥元年から持統朝にかけて、連續して朱鳥の年号をつけて数えて行くということが実際に存在していたことは、これについては、古くは前掲の木村正辞「左注日本紀年紀攷」にも鳥何年は、これらと異質な年代の考え方であり、萬葉集左註の

日本書紀引用文の他に同様な朱鳥某年の存在する例はまだ報告されていない。

と述べ、やはり旧日本書紀のような別の原資料の存在を否定し、あくまで万葉集の左注の問題としてとらえ、前述の加藤氏の万葉の朱鳥の使い方が杜撰というだけでなく、左註筆者の誤算か、書写過程での後人の錯誤による讒入とする田中卓氏の見解を支持した。

このように、干支の問題から見ても、朱鳥の年号の問題から見ても、万葉集左注が引用した日本書紀が、現存の日本書紀と同一か否かは、まだ議論の分かれることもあり、万葉集の編纂、正確には万葉集卷一、二の左注を筆録する際に、どのような資料を基に、どのような編纂が行われたのかは、未だ明らかではない。

二 「朱鳥」の問題

さて、まず初めに「朱鳥」の元号の問題を考えてみたい。それに先立ち、万葉集に左注に引用された日本書紀の用例を一覧したい。^⑥

(1) (2) …は、それぞれ①②…の記事に対応する日本書紀の記事である。

① (5題詞 幸讚岐國安益郡之時軍王見山作歌)

6 左注

右檢日本書紀 無幸於讚岐國 亦軍王未詳也 但山上憶良大夫類聚

③ (13題詞 中大兄[近江宮御宇天皇]三山歌)

15 左注

右一首歌今案不似反歌也 但舊本以此歌載於反歌 故今猶載此次
亦紀曰 天豐財重日足姫天皇先四年乙巳立天皇為皇太子

歌林曰 記曰 天皇十一年己亥冬十二月己巳朔壬午幸于伊与溫湯宮
云々 一書是時宮前在一樹木 此之二樹斑鳩比米二鳥大集 時勅多
挂稻穗而養之 乃作歌云々 若疑從此便幸之歟

(1) 舒明天皇十一年

十一月己巳朔壬午、幸于伊予溫湯宮。是月、於百濟川側、建九
重塔。

② (7題詞 額田王歌 未詳)

7 左注

右檢山上憶良大夫類聚歌林曰 一書戊申年幸比良宮大御歌 但紀曰
五年春正月己卯朔辛巳天皇至自紀溫湯 三月戊寅朔天皇幸吉野宮
而肆宴焉 庚辰日天皇幸近江之平浦

(2) 齋明天皇五年

五年春正月己卯朔辛巳、天皇至自紀溫湯。

三月戊寅朔、天皇幸吉野、而肆宴焉。

庚辰、天皇幸近江之平浦。

(3) 天智天皇即位前紀

天豐財重日足姬天皇四年、讓位於天萬豐日天皇。立天皇、為皇太子。

* (皇極天皇四年) 庚戌、讓位於輕皇子。立中大兄、為皇太子。

(4) (17題詞 頷田王下近江國時作歌井戸王即和歌)

18左注
右二首歌山上憶良大夫類聚歌林曰 遷都近江國時 御覽三輪山御歌

焉 日本書紀曰 六年丙寅春三月辛酉朔己卯遷都于近江

(4) 天智天皇六年

三月辛酉朔己卯、遷都于近江。是時、天下百姓、不願遷都、諷諫者多。童謡亦衆。日々夜々、失火処多。

(5) (20題詞 天皇遊獮蒲生野時額田王作歌)

21左注

紀曰 天皇七年丁卯夏五月五日縱獮於蒲生野 于時大皇弟諸王内臣及群臣皆悉從焉

(5) 天智天皇七年

五月五日、天皇縱獮於蒲生野。于時、大皇弟・諸王・内臣及群臣、皆悉從焉。

⑥ (22題詞 十市皇女參赴於伊勢神宮時見波多橫山巖吹焚刀自作歌)
22左注
吹焚刀自未詳也 但紀曰 天皇四年乙亥春二月乙亥朔丁亥十市皇女阿閉皇女參赴於伊勢神宮

(6) 天武天皇四年

二月乙亥朔癸未、勅大倭・河内・摂津・山背・播磨・淡路・丹波・但馬・近江・若狭・伊勢・美濃・尾張等國曰、選所部百姓之能歌男女、及侏儒伎人而貢上。

丁亥、十市皇女・阿閉皇女、參赴於伊勢神宮。

⑦ (23題詞 麻續王流於伊勢國伊良虞嶋之時人哀傷作歌)

24左注

右案日本紀曰 天皇四年乙亥夏四月戊戌朔乙卯 三位麻續王有罪流于因幡 一子流伊豆嶋 一子流血鹿嶋也 是云配于伊勢國伊良虞嶋者 若疑後人緣歌辭而誤記乎

(7) 天武天皇四年

夏四月甲戌朔戊寅、請僧尼二千四百余、而大設齋焉。

(中略)

辛卯、三位麻續王有罪。流于因幡。一子流伊豆嶋。一子流血鹿嶋。

嶋。

(8) (27題詞 天皇幸于吉野宮時御製歌)

27左注

紀曰 八年己卯五月庚辰朔甲申幸于吉野宮

(8) 天武天皇八年

五月庚辰朔甲申、幸于吉野宮。

吉野宮。甲戌、天皇至自吉野宮。(中略)秋八月辛巳朔壬午、

百官会集於神祇官、而奉宣天神地祇之事。甲申、天皇幸吉野宮。

(中略)

四年春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣樹大盾。(中略)

二月戊申朔壬子、天皇幸于腋上陂、觀公卿大夫之馬。戊午、新

羅沙門詮吉浪級・北助知等五十人帰化。

甲子、天皇幸吉野宮。(中略)五月丙子朔戊寅、天皇幸吉野宮。

(中略)

日本紀曰 朱鳥四年庚寅秋九月天皇幸紀伊國也
(9) 持統天皇四年

九月乙亥朔、詔諸國司等曰、凡造戶籍者、依戶令也。

乙酉、詔曰、朕將巡行紀伊之。故勿收今年京師田租口賦。丁亥、

天皇幸紀伊。

五年春正月癸酉朔、賜親王・諸臣・內親王・女王・內命婦等位。
(中略)戊子、天皇幸吉野宮。乙未、天皇至自吉野宮。(中略)

夏四月辛丑朔、詔曰、若氏祖時所免奴婢、既除籍者、其眷族等、
不得更訟、言我奴婢。賜大學博士上村主百濟大稅一千束。以勤
其學業也。辛亥、遣使者祭廣瀬大忌神與龍田風神。丙辰、天皇
幸吉野宮。壬戌、天皇至自吉野宮。

⑩ (36題詞 幸于吉野宮之時柿本朝臣人麻呂作歌)

39左注

右日本紀曰 三年己丑正月天皇幸吉野宮 八月幸吉野宮 四年庚寅

二月幸吉野宮 五月幸吉野宮 五年辛卯正月幸吉野宮 四月幸吉野

宮者 未詳知何月從駕作歌

(10) 持統天皇三年、同四年、同五年

三年春正月甲寅朔、天皇朝万国于前殿。(中略)辛未、天皇幸

胡行宮

⑪ (44題詞 石上大臣從駕作歌)

44左注

右日本紀曰 朱鳥六年壬辰春三月丙寅朔戊辰淨廣肆廣瀨王等為留守
官 於是中納言三輪朝臣高市麻呂脫其冠位擎上於朝重諫曰 農作之
前車駕未可以動 辛未天皇不從諫 遂幸伊勢 五月乙丑朔庚午御阿

胡行宮

(11) 持統天皇六年

與肅慎一人。戊申、幸吉野宮。(中略)十二月庚戌朔乙卯、遷居藤原宮。

三月丙寅朔戊辰、以淨広肆廣瀬王・直広參當摩真人智德・直広肆紀朝臣弓張等、為留守官。於是、中納言大三輪朝臣高市麻呂、脫其冠位、擎上於朝、重諫曰、農作之節、車駕未可以動。辛未、天皇不從諫、遂幸伊勢。壬午、賜所過神郡、及伊賀・伊勢・志摩國造等冠位。(中略)

五月乙丑朔庚午、御阿胡行宮時、進贊者紀伊國牟婁郡人阿古志海部河瀨麻呂等、兄弟三戶、服十年調役・雜徭。復免挾杪八人、今年調役。

(12) (50題詞 藤原宮之役民作歌)

50左注

右日本紀曰 朱鳥七年癸巳秋八月幸藤原宮地 八年甲午春正月幸藤原宮 冬十二月庚戌朔乙卯遷居藤原宮

(12) 持統天皇七年、同八年

七年春正月辛卯朔壬辰、以淨広壹授皇子高市。(中略)
八月戊午朔、幸藤原宮地。

(中略)

八年春正月乙酉朔丙戌、以正広肆、授直大壹布勢朝臣御主人與大伴宿祢御行。增封人二百戶。通前五百戶。並為氏上。(中略)乙巳、幸藤原宮。即日還宮。丁未、以務広肆等位、授大唐七人

(13) (90題詞 古事記曰 輕太子奸輕太郎女 故其太子流於伊豫湯也
此時衣通王不堪戀慕而追往時歌曰)

90左注

右一首歌古事記与類聚歌林所說不同歌主亦異焉 因檢日本紀曰 難波高津宮御宇大鷦鷯天皇廿二年春正月天皇語皇后納八田皇女將為妃時皇后不聽 爰天皇歌以乞於皇后云々 卅年秋九月乙卯朔乙丑皇后遊行紀伊國到熊野岬取其處之御綱葉而還 於是天皇伺皇后不在而娶八田皇女納於宮中 時皇后到難波濟 聞天皇合八田皇女大恨之云々 亦曰 遠飛鳥宮御宇雄朝媛稚子宿祢天皇 廿三年春三月甲午朔庚子木梨輕皇子為太子 容姿佳麗見者自感 同母妹輕太 娘皇女亦艷妙也云々 遂竊通乃悒懷少息 廿四年夏六月御羹汁凝以作水 天皇異之卜其所由 卜者曰 有內亂 盖親々相奸乎云々 仍移太娘皇女於伊豫者 今案二代二時不見此歌也

(13) A 仁德天皇二十二年、同三十年、B允恭天皇二十三年、同二十四年

A 廿二年春正月、天皇語皇后曰、納八田皇女將為妃。時皇后不聽。爰天皇歌、以乞於皇后曰、于磨臂苦能、多菟屢虛等太氏、于磋由豆流、多曳麼菟餓務珥、奈羅陪氐毛餓望。(中略)

卅年秋九月乙卯朔乙丑、皇后遊行紀國、到熊野岬、即取其處之御綱葉（葉、此云箇始婆。）而還。於是、天皇伺皇后不在、而娶八田皇女、納於宮中。時皇后到難波濟、聞天皇合八田皇女、而大恨之。則其所採御綱葉投於海、而不著岸。故時人号散葉之海、曰葉濟也。

B 廿三年春三月甲午朔庚子、立木梨輕皇子為太子。容姿佳麗。

見者自感。同母妹輕大娘皇女、亦艷妙也。太子恆念合大娘皇女。畏有罪而默之。然感情既盛、殆將至死。爰以為、徒空死者、雖

有刑、何得忍乎。遂竊通。乃悒懷少息。仍歌之曰、阿資臂紀能、

椰摩娜烏菟勾利、椰摩娜箇弥、斯哆媚烏和之勢、志哆那企式、和餓儻勾菟摩、箇哆儻企式、和餓儻勾菟摩、去鎧去曾、椰主区泮娜布例。

廿四年夏六月、御膳羹汁、凝以作水。天皇異之、卜其所由。卜者曰、有內亂。蓋親々相姦乎。時有人曰、木梨輕太子、軒同母妹輕大娘皇女。因以、推問焉。辭既寔也。

⑯ 194 題詞 柿本朝臣人麻呂獻泊瀬部皇女忍坂部皇子歌一首并短歌

195 左注

右或本曰 葬河嶋皇子越智野之時 獻泊瀬部皇女歌也 日本紀云朱鳥五年辛卯秋九月己巳朔丁丑淨大參皇子川嶋薨

（16）持統天皇五年

⑰ 199 題詞 高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌
九月己巳朔壬申、賜音博士大唐統守言・薩弘恪、書博士百濟末士善信、銀人廿兩。丁丑、淨大參皇子川嶋薨。

⑭ 156 題詞 十市皇女薨時高市皇子尊御作歌三首

158 左注

紀曰 七年戊寅夏四月丁亥朔癸巳十市皇女卒然病發薨於宮中

（14）天武天皇七年

夏四月丁亥朔、欲幸斎宮卜之。癸巳、食卜。仍取平旦時、警蹕

既動。百寮成列、乘輿命蓋、以未及出行、十市皇女、卒然病發、薨於宮中。由此、鹵簿既停、不得幸行。遂不祭神祇矣。

⑮ 167 題詞 曰並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌
（17）題詞 皇子尊宮舍人等勵傷作歌廿三首

193 左注

右日本紀曰 三年己丑夏四月癸未朔乙未薨

（15）持統天皇三年

夏四月癸未朔庚寅、以投化新羅人、居于下毛野。乙未、皇太子草壁皇子尊薨。

202 左注

⑯ 199 題詞 高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌

右一首類聚歌林曰 桧隈女王怨泣澤神社之歌也 案日本紀云 十年
丙申秋七月辛丑朔庚戌後皇子尊薨

(17) 持統天皇十年

秋七月辛丑朔、日有蝕之。壬寅、赦罪人。戊申、遣使者、祀広瀬大忌神與龍田風神。庚戌、後皇子尊薨。

以上、全部で十七例になるが、①の例などは、山上憶良の類聚歌林が引用しているものをそのまま掲載したと思われる所以、正確にい

うなら、この例は除外して考えるべきだろうか。

さて、日本書紀にはない「朱鳥」が使われている例は⑨⑪⑫⑯の四例である。先に掲げた加藤・吉井両説にも述べられており、万葉集左注に出てくる「朱鳥」は問題があるとされてきた。すなわ

ち、実際に日本書紀で確認できる「朱鳥」の元号は、天武天皇十四年の翌年で、天武朝最後の年に朱鳥元年が見えるが、その翌年は持統天皇元年となり、現存日本書紀では、「朱鳥」とよばれるのは天武朱鳥元年の一年しかないのである。しかし万葉集の左注には「朱鳥四年」(9)、「朱鳥五年」(16)、「朱鳥六年」(11)、「朱鳥七年」(12)の年紀が見える。しかも、それぞれ朱鳥四年は持統天皇四年、朱鳥五年は持統天皇五年というように対応している。これは、もじ天武天皇最後の年を朱鳥元年とした日本書紀の記述を基準にするなら、持統天皇四年は朱鳥五年にならなければならないのである。こ

うみると、従来指摘されているように、万葉集の左注に見られる「朱鳥」は、やや問題があるといえる。

しかも、これは必ずしも日本書紀との比較によってのみ、問題があるというわけではない。というのも、実際日本書紀以外でも「朱鳥」の元号が使われている文献があるからだ。

例えれば、日本靈異記、上巻第二十五縁〔7〕には

有記曰、朱鳥七年壬辰二月、詔諸司、當以三月三日、將幸行伊勢、宜知此意而設備焉。

とあり、ここでは朱鳥七年の年号が見えるが、これを日本書紀の記事と比較すると、

二月丁酉朔丁未、詔諸官曰、當以三月三日、將幸伊勢。宜知此意、備諸衣物。

とあって、これは、持統天皇六年二月条になる。これを比較してみると、多少細かい表現については異同があるが、内容的には一致しているので、日本靈異記の「有記曰」の記は、日本書紀のことだと、一般に解釈される。ここで見られる「朱鳥七年」は即ち持統天皇六年のことであり、持統天皇元年の前年を朱鳥元年とする日本書紀の記述を基準にすると、朱鳥七年は持統天皇六年になるので、計算上は問題はない。ただし、日本書紀の直接的引用になつていないことと、「紀」ではなく「記」になつてている点など、現存日本書紀と同じ文章を引用したかについては、なお疑問が残る。また、なぜ日本

書紀にはない「朱鳥」の元号を使うのかも疑問である。当時この「朱鳥」がどのように認識されていたのかは知るよしもないが、加藤氏の指摘した、「朱鳥」が定着したのが持統朝だから万葉集の左注は一年ずれている、という理由ではやや説得力に欠ける。というのも以下詳しく述べるが、「朱鳥」の元号が天武天皇最後の年に制定されたという日本書紀の記事が、史実かどうかも実は疑問がある。また、ただ単に杜撰というのは簡単だが、どのように杜撰なのか、なぜ杜撰なのかをもう少し考察してみたい。

そこで推論の域を出ないが、朱鳥という年号を私なりに考えると、實際は持統称制の時代を指して使われた元号ではないかと考える。實際にその時代に使われていたということは考えにくい。というのも元号を使うようになったのは明らかに大宝令以後で、それ以前に實際に使われた形跡はない。いくつかの金石文には元号が見られるが、それらの金石文の成立年代も實際その年代かは疑わしいものが多いため。また、もし元号を使う習慣があつたなら、木簡などにも見えてよさそうであるが、大宝以前の木簡に元号の記された例は見つかっていない。以上のことから、大宝以降、ほぼ奈良時代以降の役人が朱鳥をどうあつかったかの議論になるが、持統称制の時代を朱鳥の時代とイメージしていたのではないかと考える。というのも、日本書紀は、その性質上、天武天皇崩御の翌年を持統天皇元年と記述するが、それはあくまで歴史書の記述であって実体ではない。周知の

通り、天武天皇最後の年、すなわち朱鳥元年の九月に天武天皇は崩御するが、そのまま持統天皇は即位することなく、「臨朝称制」して皇后の身分のまま政務を司り、日本書紀でいえば持統天皇四年に即位して初めて持統天皇になる。日本書紀を読んでいる我々にとっては、天武朱鳥元年に天武天皇が崩御して、翌年が持統天皇元年になつているので、明らかに時代が変わつてているように錯覚するが、實際は持統天皇の時代にはなつてないのであり、想像するならば、文武天皇即位までの引き延ばしであるかのようなイメージを持つていてかもしない。そのような時代を、あるいは朱鳥という年号で表していたのかもしない。しかし、日本書紀では今述べたとおり、天武天皇の時代、持統称制の時代（朱鳥時代）、持統天皇の時代と分けて書かなかったので、いつしか、日本書紀の記述に引かれて持統天皇の時代と朱鳥の時代が混同されるようになり、万葉集の左注者は持統天皇四年を朱鳥四年と書いたと考えることができる。あるいは先にも述べたように、實際に元号が使われるのは文武天皇の大宝からであるが、ちょうどその頃、文武天皇の前、即ち持統天皇の時代に対し同様に元号を付け、本当に持統の時代を朱鳥と言つていたのを、日本書紀が、持統が称制を行い始めた天武天皇崩御の年を朱鳥元年に繰り上げたとも考えられるのである。いずれにせよ、先に確認したように、大宝令以前に實際に元号が使われた形跡がない以上、天武天皇崩御の年に實際に改元して朱鳥としたとは考えにく

いので、万葉集の左注が日本書紀の記述と相違したからといって、万葉集の左注の年紀を異質だとか、杜撰だとは簡単には断じられないものである。

ここでは、万葉集の左注に見える朱鳥四年や朱鳥五年といった年号には、すべて庚寅や辛卯といった干支が付されており、干支を追つていけば、日本書紀とはなんら齟齬しないことが重要なのである。

日本靈異記に見える朱鳥の年号が、万葉集と違い、日本書紀と計算上合致するのは、靈異記の編者には持統天皇の時代＝朱鳥の時代というイメージがあり、朱鳥を書き加える際、計算は日本書紀の記述を基準にしたため、天武朱鳥元年から計算して、あのような万葉集と一年ずれる結果になつたものと考える。これは朱鳥という年号が、天武・持統朝でなく、後の時代になつて付けられたが、持統天皇が称制を始めた年から数えるの日本書紀の方に基準をおくか、持統天皇の時代（日本書紀でいう持統天皇元年から）＝朱鳥の時代というイメージでとらえたかで、諸文献に相違が出来たものと考えるべきであろう。したがつて、当朱鳥の年号の入つた、現存日本書紀とは別の、いわば旧日本書紀のような文献を引用したというような推測はするべきではない。以下、更に考察を深めたい。

三 万葉集の年紀の記し方－特に干支について

ある伝承があつて、その年代を保証するのは、奈良時代あるいは、

それ以前の時代においては、何よりも干支であつたことは言うまでもない。万葉集の左注に引用された日本書紀にも、その年紀の記述に、現存日本書紀にはない干支が書かれている。これはいつたいどのように考へるべきであろうか。先に掲げた並木氏の論のように、この干支を記述するという性質に注目し、現存日本書紀とは異なる文献資料を想定する研究者もいる。

万葉集の左注記事が、だいたいにおいて、現存日本書紀と内容的に一致するものの、年紀の表記に関しては、日本書紀から抜粋したのではなく、左注者自身の手が加わつてゐることは既に掲げた用例一覧をみれば明らかだが、年紀を左注者が記したのではないかと考える理由の第一は、ほとんどの場合、「何年」の後に干支が付いてゐることとが挙げられる。現存の日本書紀は、元年の時に一度干支を示す他は、いちいち干支を記さないのが原則であるからだ。しかも、万葉集左注の場合「天皇何年」という書き方もいくつか見られる。このような書き方は日本書紀には即位前紀以外には見られない。このような書き方を、実は左注者ではなく、元々そういう風に書かれた別の文献（旧日本書紀のようなもの）があつたと考える人もいるが、それは無理である。というのは、例えば⑤の例のように「天皇七年丁卯夏五月五日」のように書いてある文献を想像してもらいたい。もっと正確に言うならば、「紀曰」として引用されるような文献で、なおかつ現存日本書紀以外の文献を、である。そうすると、

天智天皇の巻は、いちいち「天皇元年壬戌春正月」、「天皇元年壬

戌春三月」、「天皇元年壬戌夏四月」、「天皇元年壬戌夏五月」と

記しているということなのか。それが、二年でも三年でもいちいち記しているのか。そんなばかなことはあり得ない。さもなくば、天

智天皇七年の五月五日条だけが、先のように書かれていたのか。それもあり得ない。そこだけそうする必然性がない。仮に断片的な資料の場合は、そういう書き方もあり得るが、そうすると「紀曰」と

万葉集の左注には記されないだろう。したがって左注が引用した日本書紀の記事そのままの文献は存在し得ないのである。

ここで、次に金石文等に見られる年紀記事を一覧してみたい。

e 観世音菩薩造像記

歳次丙寅年正月生十八日（666?）

f 野中寺弥勒菩薩像台座銘

丙寅年四月大旧八日癸卯（666）

g 船首王後墓誌

阿須迦天皇之末歲次辛丑十一月三日庚寅（641）

戊辰年十二月（668）

h 小野朝臣毛人墓志

歲次丁丑年十二月上旬（677）

i 薬師寺東塔檜銘

清原宮馭宇天皇即位八年庚辰之歲（680）

j 山名村碑

辛巳歲焦月三日（681）

k 采女氏塋域碑

己丑年十二月廿五日（689）

l 鰐淵寺觀音菩薩像台座銘

壬辰年五月（692）

m 法隆寺德聰法師造像板

甲午年三月十八日（694）

n 妙心寺鐘

戊戌年四月十三日壬寅（698）

d 観心寺阿彌陀仏光背銘

戊午年十二月（658）

○那須直韋提碑

永昌元年己丑四月（689）

歳次庚子年正月二壬子日（700）

○文忌寸祢麻呂墓版

慶雲四年歲次丁未九月廿一日（707）

○伊福吉部臣徳足比壳墓誌

慶雲四年歲次丁未春二月二十五日（707）

和銅元年秋七月一日（708）

三年庚戌冬十月（710）

和銅三年十一月十三日巳未（710）

○建多胡郡弁官符碑

和銅四年三月九日甲寅（711）

○粟原寺鑪盤銘

甲午年（694）

和銅八年四月（715）

○高田里結知識碑

神龜三年丙寅二月廿九日（726）

○福寺觀禪堂鐘

神龜四年歲次丁卯十二月十一日（727）

○多賀城碑

神龜元年歲次甲子（724）

○天平宝字六年歲次壬寅（762）
○石川朝臣年足墓志
○天平宝字六年歲次壬寅九月丙子朔乙巳（762）

現在、歴史・考古学の世界では、これら金石文の成立時期を巡ってはいろいろな疑問が投げかけられ、特に古いものほど金石文中の年紀記事と、それが実際に書かれた時代は一致しない、すなわち推古朝遺文や近江朝遺文の多くは後の時代に書かれたものだと考えられているようだ。それに関していちいち述べることはしないが、いずれにしても、年紀が正しいか否かではなく、本稿ではその書かれ方に注目してみたい。

このように一覧すると、奈良時代前後に成立したと伝えられる金石文には、ほとんど年紀を表す際は干支が用いられる。そう考えると、史書と金石文との性格の違いはあるものの、日本書紀の年紀の書き方、即ち「何年」の後に干支をいちいち記さない表記の方が、むしろ異例といえる。これは、編年の通史という性質上、元年に干支を一度記せば、あとは干支を知るさなくとも、歴史を、そして年紀・干支を追っていけるからである。いや、むしろ、日本書紀のようないくつかの通史には干支は必要ないともいえる。先にも触れたが、ある伝承の時代を保証するのは、誰（いつ）の時代の、どの干支の年かであり、これを記することで、その伝承の時期が確定するのである。そ

こで、通史ではなく断片的な事象を記録する金石文などには、干支を付ける必要があった。例えば、「小治田天皇御世乙丑年」のように記せば、推古天皇の時代の乙丑の年、すなわち日本書紀風にいえば、推古天皇十三年ということが確定する。そうしなければ、その記事に書かれた出来事が歴史の中にどう位置付けられるかが明確にならないからである。そうして見ると、当時（といってもかなり曖昧かつ幅広い時代だが）の人々にとって、年紀を書く時に干支を付けるということは、むしろ普通のことであつたと考えてよい。逆に日本書紀のように数字で年紀を表すことはほとんどない。数字で年紀を表すのは通史を表す歴史書の方法なのである。そう考えると、万葉集の左注者が左注に日本書紀を引用する際にも、当時の習慣で、ごく自然な作業として、干支を書き加えていったのは自然だと考えてよからう。つまり、初めから干支の入った文献があり、それを丸写ししたのではなく、日本書紀の記事を引用し、それに年紀を付ける際、当時のごく自然な書き方で年紀を記したと考えられるのである。現に万葉集卷一、卷二には左注以外にも題詞などにいくつかの年紀が記される。例えば卷一だと、「大宝元年辛丑秋九月」「二年壬寅」「慶雲三年丙午」「和銅元年戊申」「三年庚戌」「五年壬子」などと、必ず干支を付し、日本書紀のように数字だけで年紀を表すことはない。これが即ち万葉集の題詞筆録者の書き方であり、また左注者の方書き方であり、それこそがおそらくは奈良時代の官人の年紀の

記述方法だったのであろう。それは日本書紀から文章を引用する際も、年紀だけは自分たちの書き方に相違が出来たものと考えるのである。このように考えれば、先に考察した朱鳥の年紀の問題も同様に万葉集左注者の書き方であり、このような書き方、つまり「〔元号またはどの天皇の時代か〕 + (何年) + 干支 + 月 (日)」という書き方こそが、おそらくは奈良朝官人のスタンダードだったと考えられよう。

以上、朱鳥の問題、干支の問題のいずれの問題からも、現存日本書紀とは別の資料を基に、万葉集左注が書かれたとは言えないことを述べたが、それでもなお問題は残る。先に諸問題を整理した際にも出てきたが、④⑤の例で、現存日本書紀と同じ内容であるにもかかわらず、干支が一年ずれるという問題である。以下、この問題について考えてみたい。

四 革命勘文の干支と友田説

ここで、干支のずれから、現存日本書紀とはちがう日本書紀が存在していたとする友田説の根拠となる、万葉集と革命勘文の記事及び、現日本書紀の記事を改めて確認しておく。

イ、日本書紀曰、六年丙寅春三月辛酉朔己卯、遷都于近江。(万葉集卷一、一八番歌左注)

い、六年春二月壬辰朔戊午。合葬天豐財重日足姫天皇與間人皇

女於小市岡上陵。是日、以皇孫大田皇女、葬於陵前之墓。高麗・百濟・新羅、皆奉哀於御路。皇太子謂群臣曰、我奉皇太

后天皇之所勅、憂恤万民之故、不起石榔之役。所冀、永代以為鏡誠焉。

三月辛酉朔己卯、遷都于近江。是時、天下百姓、不願遷都、諷諫者多。童謡亦衆。日々夜々、失火処多。

口、紀曰、天皇七年丁卯夏五月五日縱獵於蒲生野。(万葉集卷

一、二番歌左注)

ろ、七年春正月丙戌朔戊子、皇太子即天皇位。(或本云、六年歲次丁卯三月、即位。) ～
壬辰、宴群臣於内裏。

(中略)

夏四月乙卯朔庚申、百濟遣末都師父等進調。

庚午、末都師父等罷帰。

五月五日、天皇縱獵於蒲生野。于時、大皇弟・諸王・内臣及群臣、皆悉從焉。

ハ、已上一部自神倭磐余彦天皇即位辛酉年。至于天豐財重日足姫
天皇七年庚申年。合千三百廿年已畢。(革命勘文)
平仮名のい、ろは、それぞれイ、ロに対応する日本書紀の記事で

ある。

さて、イの例は天智天皇六年条の記事だが、これに先立ち、天智天皇元年十二月の最後に干支が記される。即ち「是年也、太歲壬戌。」であるが、元年の干支が「壬戌」ならば、六年は「丁卯」の年になる。しかし、万葉集ではイのように、一年前に当たる「丙寅」となっているのである。同様に、口についても、日本書紀の干支でいえば、天智天皇七年は「戊辰」になるはずであるが、万葉集が引用した日本書紀では、一年前の「丁卯」となっているのである。

このイ、口の記事とそれに対応する日本書紀(い、ろ)の記事を比較して、一見して分かることは、前節でも確認したとおり、万葉集の左注者が日本書紀を引用する際、該当する箇所の全文を引いてくるのではなく、必要な箇所だけを切り取っていることである。イで言えば、「六年丙寅春二月辛酉朔己卯、遷都于近江」という文章が日本書紀にあるのではなく、実際は「三月辛酉朔己卯、遷都于近江」の部分しかない。上の「六年丙寅春」は先に述べたように、左注者の手によるものである。同様に、口の「天皇七年丁卯夏五月五日、縱獵於蒲生野。」も、実際の日本書紀には「五月五日、天皇縱獵於蒲生野。」とあり、口のように「天皇七年丁卯夏」の記事がなく、代わりに日付の後の「天皇」の文字が脱落している。これも、左注者の筆による操作と考えてよい。いずれにしても、年紀以外の内容は日本書紀の引用と考えて良い。

しかし、ここで問題になるのは、友田氏の言われるがごとく、本当に現存している日本書紀を引用したのかという問題である。實際に万葉集の左注が引用したような文章で、現存の日本書紀とは干支の一年ずれている旧日本書紀のようなものを、見ていたのではないのかという疑問を持つのは当然といえよう。

その問題を考察する前に、友田説のもう一つの根拠である、革命勘文の記事（ハ）を考察したい。この記事は神武の即位から齊明天皇七年までが一三二〇年というのだが、ここで、齊明天皇七年を庚申としている。現日本書紀では、齊明天皇元年のは歳條に「是年也、太歲乙卯」とある。これにより齊明天皇七年は辛酉の年になるので、ここでも革命勘文の干支は現日本書紀と一年ずれているというのである。

つまり、万葉集が引用した日本書紀の干支だけではなく、別の文献にも同様に現日本書紀と一年ずれた干支があることにより、友田氏は現日本書紀とは干支のちがう旧日本紀というものを想定し、それを、万葉集と革命勘文の筆録者は引用したと推察した。

そこで、この革命勘文の記事であるが、これについては既に吉井

巖氏は前掲の論文で、革命勘文及び、その記事を根拠にした友田説を批判している。これによれば、革命勘文の年紀の記述はいいかげんであり、信するに足りないというのが、その最も大きな根拠は、先のハの記述の後に「天豐財重日足姫天皇七年辛酉秋七月崩、

天智天皇即位」という記事があることである。わずか数行を隔て、同じ齊明天皇七年が庚申になつたり、辛酉になつたりしていのである。日本思想大系は先のハの「天豐財重日足姫天皇七年庚申年」を特にことわりなしに「六年」に改めているが、吉井氏もその改訂を指示している。しかし、この一点だけで革命勘文の記述がいい加減なものであるとは断定できない。ここで、革命勘文の年紀は信頼に足る資料とはなり得ないのか、一度確認しておきたい。⁽⁵⁾

革命勘文には、年紀を記した記事がいくつか見られる。その中で日本書紀を参考にしたと考えられるものを、煩雑ではあるが、一度ここにすべて掲げる。ただし、内容の重複するものは省略した。

1、神倭磐余彦天皇、筑紫の日向の宮より、（中略）。初めて帝宅を畠火山の東南の地檣原の宮に営む。辛酉春正月即位す。これ

を元年となす。（中略）四年甲子春一月詔して曰く、（以下略）。

2、孝昭天皇五十六年辛酉、日本紀闕く。五十九年甲子。

3、孝安天皇三十三年辛酉、日本紀闕く。三十六年甲子。

4、孝元天皇三十五年辛酉、日本紀闕く。

5、崇神天皇三十八年辛酉、四十一年甲子。

6、景行天皇五十一年辛酉、稚足彦尊を立てて皇太子となす。（中略）五十四年甲子秋九月、伊勢の綺宮より上京し、纏向宮に居れり。

7、葦田天皇三十一年辛酉。三十五年甲子。

8、允恭天皇の即位元年辛酉。四年甲子。

9、稚日本根子天皇二年辛酉春正月、天皇繼嗣なきを愁ひ、大伴室屋大連に詔して、遺跡を垂れんことを冀ふ。（中略）五年甲子、天皇崩じ、弘計即位す。

10、推古天皇九年辛酉春一月、上德太子初めて宮を斑鳩村に造り、事大小となく皆決せり。（中略）十二年甲子春正月、始めて冠位を賜ひ、各差あり。（以下略）

11、已上の一部は神倭磐余彦天皇即位の辛酉の年より、天豊財重日足姫天皇七年の庚申の年に至るまで、合して千三百廿年にして已み畢る。（→ハ）

12、天豊財重日足姫天皇、七年辛酉秋七月崩じ、天智天皇即位す。三年甲子春二月、詔して冠位の階を換へ、更めて廿六階となす。（以下略）

13、天智天皇即位辛酉の年より、（以下略）

これらの中で、現存日本書紀の年紀と食い違う部分は、8の允恭紀の記事と、当該のハの記事でもある11の齊明天皇七年の記事、及び12、13の天智天皇即位の記事である。詳しく見ていくと、まず前述のハ、つまり、11の記事は、12にも見えるように、齊明天皇七年を辛酉とする記事があることから、11の七年を庚申とする記事は、本来六年とすべきところを、単に書き間違えた可能性もあるが、8

の允恭天皇の即位を辛酉とするのは、大きな間違えで、現存日本書紀によれば、辛酉は允恭天皇十年であり、即位の年、つまり元年は壬子である。また、12、13に見える天智天皇即位を辛酉とするのもあやまりで、現存日本書紀では天智天皇が即位するのは、天智天皇七年戊辰の年である。その辺りのいきさつを詳しく述べるならば、現存日本書紀によれば、齊明天皇七年七月条に、「天皇、朝倉宮に崩りましぬ」とあり、天智天皇即位前紀にも「(齊明天皇)七年の七月の丁巳に、崩りましぬ。皇太子、素服たてまつりて称制す」とある。ここで「称制」とあるのは、岩波日本古典文学大系本の補注によれば、中国では本来、皇太子が幼少のとき、皇后が代って政令を行なうことを意味する言葉であったのを、日本では先帝が崩じたのち、新帝が即位の儀を行なわないまま政治を執ることを称制といったとあり、この場合、天智天皇は齊明天皇崩御後、すぐに即位はせずに、政務を執り行つたことが示されている。実際、天智天皇は六年三月に近江遷都した後、七年正月に即位したことが、現存日本書紀には記されている。こうしてみてみると、13の天智天皇即位の年を辛酉とするのも、12の齊明天皇七年七月に天皇が崩御し、天智天皇がその直後に即位したかのような記述も年紀の問題と合わせて、記事そのものが大きく違っている。

これは、果たして三善清行の単なる勘違いや思いこみ、または書き間違いというレベルの問題なのか、あるいは革命勘文作成時に参

考にした日本書紀が、現存のものと違う記述を持っていたのか。

まず、ここで問題になるのは、何故他の 1 から 7 までと、9、10

の記事は現存の日本書紀と食い違いないのに、8 及び 11 から 13 について、現存日本書紀と違っているのかということである。ここで注意すべきは、革命勘文は、当時文章博士だった三善清行が辛酉革命の考え方を根拠に、昌泰四年が辛酉の年に当たるので、改元して天道に応えることを請うための勘文である。そのため辛酉の年には大きな変革が起こっているという根拠を羅列しているのであり、

本来は正しい歴史を記す目的の文章、つまり歴史書のような類ではない。結果、この要請が聞き入れられ、昌泰四年七月に延喜と元号が改まつたわけだが、特に清行が強調したのが、神武天皇の即位と、天智天皇の即位であった。神武天皇は初代天皇でもあり、それこそが日本の始まりとして捉えるので重視するのは当然であるが、数多くの天皇の中で天智天皇の即位を重視するのは何故であろう。それは、革命勘文の中にも出てくるが、清行は一部を一つの周期（単位）として革命が起こると考えているようだ。それは、ハの記述からも分かるが、そこで、神武天皇即位から齊明天皇崩御前年の庚申までを一部としたときに、次の一節の始めが、この齐明天皇七年の辛酉から始まり、そこで天智天皇が即位した年としておく必要があったと考えられる。実際、齐明天皇崩御後は、皇太子の身分のままで、

実質的な権力を掌握し、政務を執っていたことから、清行は、齐明

天皇七年の辛酉の年に、皇太子が「称制」したことを、天智天皇の実質的な即位と捉えたのであろう。更に想像をたくましくするならば、大化の改革を主導的に行つた中大兄、すなわち後の天智天皇を、我が国における革命のシンボル的な存在と認識し、儀式としては天智称制七年に行つた即位を、あくまで形式的な歴史的叙述と捉え、実際には齐明天皇七年に天智天皇が権力を掌握したという歴史的な事象を重要視したと考えられる。

そのように考えると、この革命勘文の記事と現存日本書紀の記事は齟齬しないことになる。11（ハ）の一年ずれた年紀も 12、13 の記事から考えれば、単なる書き間違えと考えた方がよさそうである。そうすると、残る問題は、允恭天皇即位の年を辛酉としたことである。革命勘文の記事と現存日本書紀の記事では、実に十年近くも違つてゐるのであり、しかも先の天智天皇の場合と違い、即位や政変に関連する記事などもない。ここで気になる事が一点ある。他の記事では、日本書紀と比較し、該当記事があればそれを記し、なければ、2、3、4 の例のように、「日本紀闕く」と、日本書紀には該当年に記事が見あたらないことを、いちいち記すのである。それらについては、現存日本書紀の記事と比較してもなんらおかしなところは見あたらない。しかし、先の 7 と 8 の例は、日本書紀からの引用もなければ、日本書紀に該当記事がないことも記さない。7 の例は單に、応神天皇三十二年が辛酉の年に当たり、同三十五年が甲子にな

ることだけを記し、その年紀については、日本書紀とも一致する。

ただし、8の允恭天皇の例が問題なのである。ここでも特に日本書紀の記事の引用もなければ、日本書紀に該当記事がないことも記さない。つまりは、この允恭天皇即位元年が辛酉であるという根拠を示していないということになる。これは日本書紀とは別の文献からの引用ということも考えられるが、それならまた別の注記をしたであろう。むしろ、ここは、辛酉の年に何か大きな変革があるという自分の主張に合わせて、允恭天皇の即位を辛酉の年にあった事だと、あえて記した可能性もある。悪く言えば歴史の改竄であるが、歴史的事実を記すための文章ではなく、辛酉の年に当たる昌泰四年に改元を促す目的の文章としては、むしろ、辛酉という年に特別の意味を持たせたい訳だから、そのくらいの改竄は、あるいはあり得たのではないか。ただ、それでも多くの天皇の中で、なぜ允恭天皇だけ、即位の年を辛酉の年にする必要があるのでだろうかといふ疑問がでてくる。これは11（ハ）のような単なる間違いというレベルの問題ではないようと思えるからである。これについては明確な答えは用意できないが、あるいは允恭天皇の特殊性ということが挙げられるかもしれない。日本書紀の中で、天皇が即位する際、神武天皇と允恭天皇、そして天武天皇だけが、「即帝位」という言葉が用いられる。他はだいたい、「即天皇位」か単に「即位」である。この「帝位」という語が即位の場面で用いられるのは、日本書

紀の中では極めて珍しいのであるが、中国では、主に革命を起こし前王朝を倒し、新たな王朝の初代皇帝が即位する場合に用いられる他、本来皇帝になるはずではない人間や、皇位継承順位の低い者が皇帝になる場合などに用いられる。この場合、神武天皇に帝位という語が用いられるのは当然であり、天武天皇においても壬申の乱を経て即位した経緯を考え、即帝位と記されるのも納得がいく。問題はなぜ允恭天皇が即帝位と表現されたのかであるが、実は、この問題と清行が允恭即位を辛酉の年と結びつけたこととは、何らかの関係があるのかも知れない。もちろん、これはまったく想像の域を脱していながら、日本書紀編纂時や、平安時代の前期までは、日本書紀やその他の文献には残ってはいないものの、允恭天皇を特別視する見方があつたことを伺わせるのである。もっとも、日本書紀だけでなく古事記もそうであるが、允恭天皇が即位するにあたり、病気を理由に何度も固辞したが、皆の薦めでやむを得ず即位したという、記紀ともに特異な伝承を持つ天皇であるし、また記紀ともに允恭天皇が氏姓を正したことが記され、これは即ち当時としては大きな政治改革でもあり、天皇家が諸豪族を掌握したことを意味する。これについては、新撰姓氏録の序にも、当時の諸氏族において「万姓紛糾」していたものを、允恭天皇によって氏姓が定まったことを記すし、弘仁私記序においても同様の記述があり、当時允恭天皇の存在はかなり大きなものとして捉えられていた可能性は否定できない。

ただ、いずれにせよ革命勘文の允恭天皇即位の記事が現存日本書紀と齟齬するのは、当時その部分だけが違っていて、あとは現存日本書紀と同じ、別の文献（例えば友田氏の言う旧日本紀など）があつたと想定するのは無理がある。というのも允恭天皇の即位が10年近くになると、当然他の天皇紀にも影響が出るはずだが、そういう痕跡は革命勘文の記事においても見られないからである。

以上、少し長くなつたが、友田氏の根拠とする革命勘文の年紀（及び歴史的記事）は、現存日本書紀と原則同じであることは認めよい。ただし、いくつかの異同はあるが、それは清行の意図と考えるのが自然で、他の文献の引用と考るべきではない。

そうすると、④⑤の用例は万葉集左注者の問題として考える必要が出てくる。即ち、左注者が日本書紀を引用する際の、単純な間違いなのか、それとも、何か別の原因があつたのかということである。これについては、このような現象が、いざれも天智天皇の時代であることが、偶然にしては気になる。そこで左注者が何故、天智天皇の時代の記事だけを間違えたのか、その原因が何なのかを検証してみたい。これについては従来から指摘があるが、ひとつ気になる記事が日本書紀に見える。それは、天智天皇七年春正月条である。

七年春正月丙戌朔戊子、皇太子即天皇位。〈或本云、六年歲次

丁卯三月、即位。〉壬辰、宴群臣於内裏。

ここに或本云の細注がある。これは天智天皇即位が七年ではなく

六年丁卯の年であつたという異伝であるが、万葉集左注者の手元にあつた日本書紀には当然「七年丁卯」とは記されていない。普通なら干支を計算をするはずだが、一方で、天智天皇の丁卯の年に即位したという別の資料が手元にあつたとしたらどうだろう。日本書紀の天智天皇七年条には「五月五日」以下の記事しか書かれていないので、「天皇七年」と「五月五日」は結び付くが、その間に別資料にあつた「丁卯」の年に即位した、あるいは同年に蒲生野に縦獵したという記事を見て「丁卯」の二字を挿入した可能性も考えられなくはない。これは、単なる想像にすぎないが、万葉集の左注と現存日本書紀との干支の食い違いが天智天皇のしかも六年と七年の記事に見られることと、現存日本書紀の天智天皇七年に異伝注記があり、即位の年が一年ずれてることとは単なる偶然にしては、できすぎているように思えるのである。これは、万葉集の左注が記された時に、どういう資料を手元に置いて作業を行つたのかを推測するには興味深い事例であるし、それが更に万葉集編纂と左注が、どのような関係にあるのかを考える上でも、ひとつのヒントになりはしないだろうか。もちろん、単純な計算ミスという考え方もあるが、何故そのミスを天智天皇の記事ではして、他の所ではしなかつたのかが説明できない。

あるいは別の要因を考えるならば、もうひとつ気になることがある。先に考察した「朱鳥」の問題も含め、このような年紀や干支の

問題が、天智天皇と持統天皇の記事にのみ見られることも興味深い。

他の仁徳天皇、舒明天皇、齊明天皇、天武天皇についても見られるのであるが、これは、先にも触れたが、日本書紀歴代天皇の中でも、

この両天皇だけが、先代天皇の崩御後、即位せずに称制をとることと関係があると考えられる。称制によって、即位の実体が、日本書紀の書き方に合わないという、それが生じたからだろう。即ち、先

帝崩御後、次の天皇の元年から始まる日本書紀の年紀の表し方が、実際の伝承と齟齬をきたした結果、この天智・持統両天皇だけに伝

承の食い違いが出てきたものと考えられるのである。天智天皇は實際には斉明天皇七年に称制するのだが、もし天智天皇即位が称制してから七年目だとしたらどうだろう。それは日本書紀の年紀でいえば天智天皇六年丁卯の出来事である。丁卯という年に天智天皇即位が結びついていたことは、当時の、伝承と干支の関係から考えてそもそもがいないだろう。しかし、日本書紀は干支ではなく、数字（年数）で歴史を叙述していく。そのときあるいは日本書紀が、天智

天皇が称制して七年目という、この「七」という数字だけをとつて天智天皇七年条に即位記事を書いたとしたら、このような混同が生じる可能性は十二分にあるし、同じような現象が、持統天皇でも起きていることからも、あながち的はずれな空想でもなかろう。

我々は、つい正史である、日本書紀や続日本紀といった文献に見られる記事を基準に考え、それらの歴史書が当時の実体を表して

いるかのような錯覚に陥りがちであるが、それは間違った認識である。そういう認識に立てば万葉集左注の書き方がおかしいという風に考えるが、実は、何が正しくて、何がおかしいのかは、そう簡単には決められない。逆に実は万葉集の左注の方が実体を正しく表示、日本書紀の記事の方が虚構である可能性だって十分にあるからである。いや、むしろそういう場合が多いと考えた方が妥当かもしれない。例えば、これも有名な話ではあるが、聖徳太子が薨去した年を日本書紀は推古天皇二十九年の二月としているが、上宮聖徳法王帝説や法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘など、他のものではすべて壬午（または辛巳の翌年）、つまり推古天皇三十年で一致している。歴史書を離れた民間の伝承力の根底には干支がある。つまり二十九とか三十というような数字で伝承されるのではなく、干支によって伝承されていくのだが、これは数をひとつふたつ変えるようには、簡単には変えられないものである。

まとめ

以上、万葉集卷一、二左注に見られる日本書紀の引用をもとに考察を行った。結論を簡潔にまとめるならば、左注引用の日本書紀が現存日本書紀と異なる事例があることから、万葉集編纂当時、あるいは左注が付けられた当時の日本書紀は、現存のものとは違うものであったとする説があるが、それについては、やはり現存の日本書

紀と同じものを使っていたらうと推測せざるを得ない。

次に、それら日本書紀を引用する際の、年紀の表記については、奈良時代の官人のスタンダードな年紀の表記法で書き換えられており、その際に元号や干支などの問題が生じたことを確認した。また、本論では全く触れなかつたが、先に掲げた⑦の用例で、記事内容、年紀は正しいが、ただ日付の干支だけが異なる例がある。これもあるいは左注者が日にちを含めて年紀を自分の手で書いていたことが原因とも考えられる。ちなみに⑦の記事にあるように、戊戌を一日とすれば、乙卯は十八日になる。実はこれは翌天智天皇五年の暦と一致し、実際の日本書紀の記事だと甲戌が一日で、当該記事は辛卯の日の出来事だが、この辛卯はやはり十八日に相当する。おそらくは、なにかそのようなカレンダーがあつて、左注者が年紀・日付を記す際に使っていたのである。小学館の新日本古典文学全集の頭注に「おそらくは編纂者は翌五年の暦を見て記入したのであろう」とあるが、このような見解が大筋では認められる（ただし、編纂者がかどうかは疑問が残る）。ただ、何故日本書紀に、既に日付が干支で示されているにもかかわらず、あえて別の資料で日付を書いたのかは以前不明である。これは、一度草稿の段階では日付のない記事、あるいは年紀のない記事を書いていたが、後で年紀と日付を付けたとしたというようなことも考えられよう。

さて、以上考察を行つてきたが、まだ問題は山積している。例え

ば、朱鳥の年号の問題ひとつとっても、左注の引用する日本書紀には、⑩⑯⑰のように朱鳥を使わずに表す例もある。なぜこのようない相違があるのか。単に朱鳥を書き落としたのか、意図的にそれを使わないのかもよくわからない。しかし、このような問題は、従来から指摘があるよう、左注者が歌によつて違うのではないか、左注者と卷の編纂者を分けるべきではないのか、あるいは、卷一、二の編纂は、段階的に成立したという議論と関連してくるので、今後の詳細な検討が俟たれる。また、同様に日本書紀を引用する際の言葉として、「紀曰」「日本書紀曰」「日本紀曰」などの様々な書かれ方がされている点も合わせて考える必要がある。さらに、日本書紀が巻一、二だけに偏つて引用されることから、やはり、左注者と万葉集巻一、二の編纂者とは、密接な関係を持つていていることは想起できる。それが同一であるかは、先に示したような左注の書式からも複数人の左注者が考えられることからも、編纂者と左注者は分けて考へる必要があるが、広い意味で卷の編纂方針に日本書紀を基準にする態度はあつたと考えられ、その統一見解に沿つて左注は付けられたと考えるべきであるが、段階的な成立とどう関係するかは今後の課題としたい。

(注)

1 木村正辞『萬葉集美夫君志』(巻一二別記附録)、勉誠社、昭和五十九年七月

2 友田吉之助『日本書紀成立の研究』増補版、風間書房、昭和四十四年二月

3 國學院大學日本文化研究所紀要41、昭和五十三年三月

4 美夫君志26、昭和五十七年三月、後『萬葉の歌人』(桜楓社、昭和六

十一年五月)に収載。

5 『萬葉の風土・文学』、稿書房、平成七年六月

6 万葉集の引用は、鶴久・森山隆編『萬葉集』(おうふう)、日本書紀の引用は岩波日本古典文学大系本によった。

7 日本書紀の文章は、小学館日本古典文学全集本(旧版)によった。

8 革命勸文の訓読文は、岩波日本思想大系「古代政治社会思想」によつた。